見のほか，漫然と同様の状況が維持されるならば違憲判断がされる余地がある旨を指摘する裁判官４名による補足意見が付された。また，上記議員定数配分規定の下で平成16年７月に施行された参議院議員通常選挙当時において，選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差は１対5.13であったところ，最高裁平成17年（行ツ）第247号同18年10月４日大法廷判決・民集60巻８号2696頁（以下「平成18年大法廷判決」という。）も，その結論において，同選挙当時，上記議員定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが，同判決においては，投票価値の平等の重要性を考慮すると，投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされた。

平成16年大法廷判決を受けて，参議院議長が主宰する各会派代表者懇談会は，「参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議会」を設けて協議を行ったが，平成16年７月に施行される参議院議員通常選挙までの間に較差を是正することは困難であったため，同年６月１日，同選挙後に協議を再開する旨の申合せをした。これを受けて，同選挙後の同年12月１日，参議院議長の諮問機関である参議院改革協議会の下に選挙制度に係る専門委員会が設けられ，同委員会において各種の是正案が検討されたが，当面の是正策としては，較差５倍を超えている選挙区及び近い将来５倍を超えるおそれのある選挙区について較差の是正を図るいわゆる４増４減案が有力な意見であるとされ，同案に基づく公職選挙法の一部を改正する法律（平成18年法律第52号）が平成18年６月１日に成立した。同改正（以下「平成18年改正」という。）の結果，平成17年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は，１対4.84に縮小した。そして，平成18年改正後の参議院議員定数配分規定（以下「本件定数配分規定」という。）の下で平成19年７月に施行された参議院議員通常選挙（以下「平成19年選挙」という。）当時の選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差は，１対4.86であったところ，最高裁平成20年（行ツ）第209号同21年９月30日大法廷判決・民集63巻７号1520頁（以下「平成21年大法廷判決」という。）は，その結論において，同選挙当時，本件定数配分規定は憲法に違反するに至っていたものとすることはできない旨判示したが，同判決においては，上記のような較差は投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって，選挙区間における投票価値の較差の縮小を図ることが求められる状況にあり，最大較差の大幅な縮小を図るためには現行の選挙制度の仕組み自体の見直しが必要となる旨の指摘がされた。

なお，上記の専門委員会が平成17年10月に参議院改革協議会に提出した報告書に示された意見によれば，現行の選挙制度の仕組みを維持する限り，各選挙区の定数を振り替える措置により較差の是正を図ったとしても，較差を１対４以内に抑えることは相当の困難があるとされている。また，同報告書においては，平成19年選挙に向けての較差の是正の後も，参議院の在り方にふさわしい選挙制度の議論を進めていく過程で，較差の継続的な検証等を行う場を設け，調査を進めていく必要があるとされた。

⑸　平成18年改正後の平成20年６月に改めて参議院改革協議会の下に専門委員会が設置され，同委員会において同年12月から同22年５月までの約１年半の間に６回にわたる協議が行われたが，同年７月に施行される参議院議員通常選挙（本件選挙）に向けた較差の是正は見送られる一方，同25年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の見直しを行うこととされ，本件選挙後にその見直しの検討を直ちに開始すべき旨を参議院改革協議会において決定する必要があるとされるとともに，同23年中の公職選挙法の改正法案の提出を目途とする旨の工程表も示された。

⑹　平成22年７月に本件定数配分規定の下での２回目の参議院議員通常選挙として施行された本件選挙当時の選挙区間における議員１人当たりの選挙人数の最大較差は，１対5.00に拡大した。

なお，本件選挙後，参議院に選挙制度の改革に関する検討会が発足し，その会議において参議院議長から改革の検討の基礎となる案が提案され，平成23年以降，各政党からも様々な改正案が発表されるなどし，上記検討会及びその下に設置された選挙制度協議会における検討を経て，平成24年８月に公職選挙法の一部を改正する法律案が国会に提出されたが，成立には至っていない。同法律案の内容は，同25年７月に施行される参議院議員通常選挙に向けた改正として選挙区選出議員について４選挙区で定数を４増４減するものであり，その附則には，同28年に施行される参議院議員通常選挙に向けて選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行う旨の規定が置かれている（同法律案による改正が行われたとしても，同22年10月実施の国勢調査結果による人口に基づく選挙区間における議員１人当たりの人口の最大較差は，１対4.75である。）。

３　憲法は，選挙権の内容の平等，換言すれば，議員の選出における各選挙人の投票の有する影響力の平等，すなわち投票価値の平等を要求していると解される。しかしながら，憲法は，どのような選挙制度が国民の利害や意見を公正かつ効果的に国政に反映させることになるかの決定を国会の裁量に委ねているのであるから，投票価値の平等は，選挙制度の仕組みを決定する唯一，絶対の基準となるものではなく，国会が正当に考慮することができる他の政策的目的ないし理由との関連において調和的に実現されるべきものである。それゆえ，国会が具体的に定めたところがその裁量権の行使として合理性を有するものである限り，それによって投票価値の平等が一定の限度で譲歩を求められることになっても，憲法に違反するとはいえない。

憲法が二院制を採用し衆議院と参議院の権限及び議員の任期等に差異を設けている趣旨は，それぞれの議院に特色のある機能を発揮させることによって，国会を公正かつ効果的に国民を代表する機関たらしめようとするところにあると解される。前記２⑴においてみた参議院議員の選挙制度の仕組みは，このような観点から，参議院議員について，全国選出議員と地方選出議員に分け，前者については全国の区域を通じて選挙するものとし，後者については都道府県を各選挙区の単位としたものである（この仕組みは，昭和57年改正後の比例代表選出議員と選挙区選出議員から成る選挙制度の下においても基本的に同様である。）。昭和22年の参議院議員選挙法及び同25年の公職選挙法の制定当時において，このような選挙制度の仕組みを定めたことが，国会の有する裁量権の合理的な行使の範囲を超えるものであったということはできない。しかしながら，社会的，経済的変化の激しい時代にあって不断に生ずる人口変動の結果，投票価値の著しい不平等状態が生じ，かつ，それが相当期間継続しているにもかかわらずこれを是正する措置を講じないことが，国会の裁量権の限界を超えると判断される場合には，当該議員定数配分規定が憲法に違反するに至るものと解するのが相当である。

以上は，昭和58年大法廷判決以降の参議院議員（地方選出議員ないし選挙区選出議員）選挙に関する累次の大法廷判決の趣旨とするところであり，後記４⑵の点をおくとしても，基本的な判断枠組みとしてこれを変更する必要は認められない。

もっとも，最大較差１対５前後が常態化する中で，平成16年大法廷判決において，複数の裁判官の補足意見により較差の状況を問題視する指摘がされ，平成18年大法廷判決において，投票価値の平等の重要性を考慮すると，投票価値の不平等の是正については国会における不断の努力が望まれる旨の指摘がされ，さらに，平成21年大法廷判決においては，投票価値の平等という観点からはなお大きな不平等が存する状態であって較差の縮小が求められること及びそのためには選挙制度の仕組み自体の見直しが必要であることが指摘されるに至っており，これらの大法廷判決においては，上記の判断枠組み自体は基本的に維持しつつも，投票価値の平等の観点から実質的にはより厳格な評価がされるようになってきたところである。

４　上記の見地に立って，本件選挙当時の本件定数配分規定の合憲性について検討する。

⑴　憲法は，二院制の下で，一定の事項について衆議院の優越を認め（59条ないし61条，67条，69条），その反面，参議院議員の任期を６年の長期とし，解散（54条）もなく，選挙は３年ごとにその半数について行う（46条）ことを定めている。その趣旨は，議院内閣制の下で，限られた範囲について衆議院の優越を認め，機能的な国政の運営を図る一方，立法を始めとする多くの事柄について参議院にも衆議院とほぼ等しい権限を与え，参議院議員の任期をより長期とすることによって，多角的かつ長期的な視点からの民意を反映し，衆議院との権限の抑制，均衡を図り，国政の運営の安定性，継続性を確保しようとしたものと解される。いかなる具体的な選挙制度によって，上記の憲法の趣旨を実現し，投票価値の平等の要請と調和させていくかは，二院制の下における参議院の性格や機能及び衆議院との異同をどのように位置付け，これをそれぞれの選挙制度にいかに反映させていくかという点を含め，国会の合理的な裁量に委ねられているところであるが，その合理性を検討するに当たっては，参議院議員の選挙制度が設けられてから60年余，当裁判所大法廷において前記３の基本的な判断枠組みが最初に示されてからでも30年近くにわたる，制度と社会の状況の変化を考慮することが必要である。